

第 11 号

令和3年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和3年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ944,953千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,696,396千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年2月18日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 279,821	千円 111,323	千円 391,144
	1 財産運用 収 入	279,821	111,323	391,144
2 繰入金		53,235,449	△ 1,056,276	52,179,173
	1 一般会計 繰 入 金	35,020,449	△ 1,056,276	33,964,173
歳 入 合 計		111,641,349	△ 944,953	110,696,396

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		111,641,349	△ 944,953	110,696,396
	1 公 債 費	111,641,349	△ 944,953	110,696,396
歳 出 合 計		111,641,349	△ 944,953	110,696,396

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和4年度	千円 176